

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を社会保障費用に要する経費に充てることとされています。

令和2年度決算における社会保障施策経費の内訳は、下記のとおりです。

(歳入)	・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	95,765 千円
(歳出)	・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	1,087,535 千円

(単位:千円)

項目	事業名	令和2年度 決算	特定財源			一般財源	
			国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
地方単独事業	総合福祉	40,256	0	257	0	5,637	34,362
	医療	201,733	0	65,584	21,960	16,093	98,096
	介護・高齢者福祉	82,933	0	941	13,676	9,628	58,688
	子ども・子育て	154,019	0	186	25,701	18,058	110,074
	障害者福祉	16,732	0	589	12,625	496	3,022
	小計	495,673	0	67,557	73,962	49,912	304,242
国庫補助事業	子ども・子育て	118,215	66,765	24,866	0	3,747	22,837
	医療	126,005	8,127	7,483	0	15,558	94,837
	母子保健衛生	219	109	0	0	16	94
	障害者福祉	203,240	100,765	49,715	0	7,436	45,324
	介護・高齢者福祉	144,183	6,127	2,557	0	19,096	116,403
	小計	591,862	181,893	84,621	0	45,853	279,495
投資的経費他	保育所施設	0	0	0	0	0	0
	その他社会福祉施設	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
合計	1,087,535	181,893	152,178	73,962	95,765	583,737	

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。